



本一覧は、令和6年能登半島地震で被災した茨木市への避難者等を対象とした支援制度の一覧表です。
今後、随時支援制度の内容が変更になる場合があります。

令和6年7月1日時点

対象となる制度があれば、受付窓口・問い合わせ先に直接お問い合わせください。
その他の問い合わせ、相談については、危機管理課（市役所本館3階 TEL：072-620-1617、FAX：072-624-9249、Eメール：
kikikanri@city.ibaraki.lg.jp）にご連絡ください。

1 減免制度に関すること				
NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	市税の減免	地震により多額の出費を要した方	被害を受けられた状況により市税の減免 ができる場合があります	市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826 本館2階12-①番窓口
2	障害福祉サービス等	障害福祉サービス、自立支援医療、補装具 利用者	障害福祉サービス、自立支援医療、補 装具を利用する場合、受給者証が手元 に無くても利用ができます。 障害福祉サービス等に係る利用料の支 払いが困難な方については利用料の支 払いが猶予される場合があります。	障害福祉課 TEL 620-1636 FAX 627-1692 本館2階17番窓口
3	医療費の一部負担金等の支払い について	(1)・(2)の両方に該当する方 (1) 災害救助法の適用市町村の住民の方 で、以下のいずれかの保険者に加入されている 方 ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国 保 ② 災害救助法適用の市町村が所在する県の 後期高齢者医療 ③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合 (2) 以下いずれかに該当する旨を申し出た方 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれ に準ずる被災をした旨 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病 を負った旨 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休 止した旨 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がな い旨	医療機関で保険診療を受ける際に対象 者である旨を申告すれば、窓口負担を支 払わずに保険診療が受けられます。	実際に診療を受ける医療機関に お問合せください。
4	介護保険料	被災のため第1号保険料の納付が困難な 者	転入者については、茨木市介護保険条 例に基づき、保険料の減免又はその徴収 を猶予する。	長寿介護課 TEL 620-1639 FAX 622-5950 本館2階14-②番窓口
5	介護サービス利用料	介護保険サービス利用者	減免（令和6年9月末まで）	長寿介護課 TEL 620-1639 FAX 622-5950 本館2階14-②番窓口
6	国民健康保険料	・災害により、その居住する住宅について著し い損害（全壊、全焼、大規模半壊、半壊、 半焼、火災による水損又は床上浸水をい う。）を受けた時 （本市国民健康保険の加入者に限る）	減免	保険年金課 TEL 620-1631 本館1階7番窓口
7	国民健康保険料	・納付義務者がその資産について震災、風 水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害 を受け、又はその資産を盗まれたとき。（本 市国民健康保険の加入者に限る）	徴収猶予	保険年金課 TEL 620-1631 本館1階7番窓口

NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
8	国民健康保険一部負担金	・災害により、その居住する住宅について著しい損害（全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損又は床上浸水をいう。）を受けた時 （本市国民健康保険の加入者に限る）	減免、徴収猶予	保険年金課 TEL 620-1631 本館1階7番窓口
9	後期高齢者医療保険料	・大阪府後期高齢者医療被保険者（本市に住民票がある者、あるいは住所地特例で茨木市の被保険者証を所持している者） ・損害の程度が「火災による水損又は床上浸水」「半焼又は半壊」「全焼又は全壊若しくは大規模半壊」	減免、徴収猶予	保険年金課 TEL 620-1630 本館1階6番窓口
10	後期高齢者医療一部負担金	・大阪府後期高齢者医療被保険者（本市に住民票がある者、あるいは住所地特例で茨木市の被保険者証を所持している者） ・損害の程度が「火災による水損又は床上浸水」「半焼又は半壊」「全焼又は全壊若しくは大規模半壊」 ・非課税又は住民税が減免されていること	減免	保険年金課 TEL 620-1630 本館1階6番窓口
11	国民年金保険料の免除	本市に住民票がある者であって、国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）で、住家・家財などに2分の1以上の損失があった方	国民年金保険料が免除されます。 ※受け取る年金額が減額されます。詳細はお問い合わせください。 免除期間：令和5年11月分から令和8年6月分	保険年金課年金係 本館1階8番窓口 TEL 620-1632 [本市に住民票がない場合] 吹田年金事務所 TEL 06-6821-2401
12	学生の国民年金保険料納付特例	本市に住民票がある者であって、国民年金第1号被保険者で納付が困難な学生で、住家・家財などに2分の1以上の損失があった方	国民年金保険料が猶予されます。 ※受け取る年金額が減額されます。詳細はお問い合わせください。 免除期間：令和5年11月分から令和8年3月分	保険年金課年金係 本館1階8番窓口 TEL 620-1632 [本市に住民票がない場合] 吹田年金事務所 TEL 06-6821-2401
13	障害児通所支援等	障害児通所支援等利用者の保護者	障害児通所支援等を利用する場合、受給者証が手元に無くても利用ができます。 障害児通所支援等に係る利用料の支払いが困難な方については利用料の支	発達支援課 TEL 620-1633 FAX 620-8722 南館3階20番窓口
14	（学童保育）利用料	被災した児童で本市の学童保育室を利用するかた	減額又は免除	学童保育課 TEL 620-1801 FAX 622-8722 南館3階23番窓口

2 給付に関すること				
NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
15	児童手当の認定請求等	令和6年能登半島地震による被災者等	必要な添付書類については、請求者本人からの申立書をもって代えることができる。	こども政策課 TEL620-1625 FAX622-8722 南館3階19番窓口
16	児童扶養手当の認定請求等	令和6年能登半島地震による被災者等	所得制限の特例措置において、被災状況書の提出期限を14日以内でなく、社会通念上許される範囲の期間とする。 必要な添付書類については、省略又はこれに代わるべき他の書類を添付することができる。	こども政策課 TEL620-1625 FAX622-8722 南館3階19番窓口
17	未熟児養育医療の申請及び給付	令和6年能登半島地震による被災者等	医療機関の有効期間が切れ、かつ給付対象者の申請が困難であった場合において、必要に応じて令和6年12月31日までの間、養育医療の給付等が可能とする。	こども政策課 TEL620-1625 FAX622-8722 南館3階19番窓口

3 その他生活支援に関すること				
NO.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
18	法人市民税申告期限等の延長	法人市民税申告対象者	申告等の期限延長	市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826 本館2階12-①番窓口
19	被保険者証等の提示等について	被災に伴い関係書類を紛失等した被保険者等	被保険者証等をお持ちでなくても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、事業所名等を聞き取りのうえ、保険診療が受けられます。	実際に診療を受ける医療機関にお問合せください。
20	成人用肺炎球菌ワクチン	本市に住民票がある者であって、各予防接種の対象年齢等の条件を満たす者。	・住民票を本市に移さないまま接種可能とする。 ・自己負担額を茨木市民と同様の取り扱いとする。	健康づくり課 TEL 625-6685 FAX 625-6979 茨木市保健医療センター 1階